

ガザ地区での武力紛争の即時停戦を求め、  
イスラエルとパレスチナの人々の恒久的な平和を願う会長声明

1 ガザ地区は、イスラエルによって長年にわたり占領、封鎖され、燃料や物資の不足、高い失業率などの貧困に直面している。そのガザ地区を拠点にしているハマス等パレスチナ武装勢力は、2023年10月7日、イスラエルへ無差別攻撃を行い、これまで1200人以上のイスラエル市民と外国人が死亡し、数百人のイスラエル市民と外国人が人質にされたと報じられている。このようなハマス等武装勢力の行為は国際人道法に反する。

2 同日以降、イスラエルは、ガザ地区に大規模空爆などの激しい攻撃を繰り返している。攻撃の対象は、病院や学校などにも及び、12月20日時点で死者は2万人を超えたとされている(ガザ地区当局の発表)。そして、その約70%は女性や子どもであるとみられる。

また、ガザ地区では、この紛争により多数の市民が避難等のため強制的な移動を強いられており、さらに移動先の環境が劣悪であるため、医療や生活に必要な物資が不足していると報じられている。

この状況からすると、イスラエルの行為は、「区別の原則」(軍事目標のみを軍事行動の対象としなければならない。無差別攻撃の禁止。)、 「比例性原則」(敵対行為に直接参加しない文民および民用物への巻き添えによる被害を許容範囲内に押さえること。)及び「予防原則」(無差別攻撃を防止し、文民と民用物への被害を最小限に抑えるための予防措置をとる義務。)を定めるジュネーブ第1追加議定書等の国際人道法に反する深刻な事態であると考えられ、戦争犯罪やジェノサイド(集団殺害)等の国際犯罪にも該当する可能性がある。

3 日本国憲法は、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい」と宣言し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」している。この日本国憲法の平和主義の理念は、国際社会においても共有されるべきである。

今回の武力紛争では一時的な戦闘休止があつたが、市民の生命、身体、健康及び財産等の基本的人権を保障するためには即時停戦が不可欠である。また、ガザ地区で窮乏している市民の支援のため、さらなる人道的アクセス(国連等の中立的な機関の職員が、人道的支援のために紛争地域に入ること。)が、た

だちに認められなければならない。

- 4 当会は、犠牲となった全ての方々に対し哀悼の意を表するとともに、今まさに恐怖と欠乏の中にある人々に思いを寄せ、恒久的な平和を強く願う。そして、軍事によらない平和的解決に向けて尽力されている方々に連帯の意思を表明するとともに、日本政府に対し、その連帯を広げ、停戦と人道危機の解消が一刻も早く実現するよう一層の外交努力を求める。

2023年（令和5年）12月21日

仙 台 弁 護 士 会

会 長 野 呂 圭